

垂井町第7次総合計画策定業務共同体協定書

(目的)

第1条 本協定は、共同体を設立し、垂井町の発注に係る『垂井町第7次総合計画策定業務』(以下「本業務」という。)を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

(名称)

第2条 本協定に基づき設立する共同体は、垂井町の発注に係る「第7次総合計画策定業務」共同体(以下「本共同体」という。)と称する。

(構成員の所在地及び名称)

第3条 本共同体の構成員は、次のとおりとする。

(1) (所在地) \_\_\_\_\_  
(名称) \_\_\_\_\_

(2) (所在地) \_\_\_\_\_  
(名称) \_\_\_\_\_

(3) (所在地) \_\_\_\_\_  
(名称) \_\_\_\_\_

(4) (所在地) \_\_\_\_\_  
(名称) \_\_\_\_\_

(幹事法人及び代表者)

第4条 本共同体の幹事法人は、\_\_\_\_\_とする。

2 本共同体の幹事法人を本共同体の代表者とする。

(代表者の権限)

第5条 本共同体の代表者は、本業務の実施に関し、本共同体を代表して発注者と折衝する権限並びに本共同体の名義をもって契約金額の請求、受領する権限を有するものとする。

(構成員の連帯責任)

第6条 本共同体は、それぞれの分担した業務について進捗管理を行い、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

(業務の分担)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

## 様式6-1

\_\_\_\_\_業務（構成員名）  
\_\_\_\_\_業務（構成員名）  
\_\_\_\_\_業務（構成員名）  
\_\_\_\_\_業務（構成員名）

### （運営委員会）

第8条 本共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営に当たるものとする。

### （業務処理責任者）

第9条 本共同体はその構成員の中から、本業務の実施に関する業務処理責任者を選出し、本業務にかかわる指揮監督権を一任する。

### （業務担当責任者及び業務従事者）

第10条 本共同体の各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任者及び業務従事者を指名する。

### （取引金融機関）

第11条 本共同体の取引金融機関は、\_\_\_\_\_銀行\_\_\_\_\_支店とし、本共同体の代表者の名義により設けられた預金口座によって取引するものとする。

### （構成員の個別責任）

第12条 本共同体の構成員がその分担に係る本業務の執行に関し、当該構成員の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする。

### （権利義務の譲渡の制限）

第13条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

### （業務途中における構成員の脱退）

第14条 構成員は、本共同体が業務を完了する日までは脱退することができない。

### （業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置）

第15条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が連帯して当該構成員の分担業務を完成するものとする。

### （解散後の瑕疵担保責任）

第16条 本共同体が解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各構成員は連帯してその責に任ずるものとする。

## 様式6-1

(協定書に定めのない事項)

第17条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。  
ただし、町との契約に係る事項については、事前に町と協議した上で定めるものとする。

(管轄裁判所)

第18条 本協定の紛争については、岐阜地方裁判所大垣支部を第一審の管轄裁判所とする。

代表者幹事法人\_\_\_\_\_ほか\_\_\_\_\_法人は、上記のとおり本共同体協定を締結したので、その証として正本\_\_\_\_\_通及び副本1通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員が各1通を保有し、副本については契約書に添えて発注者に提出する。

令和 年 月 日

代表者 (所在地)  
(名称)  
(代表者)

構成員 (所在地)  
(名称)  
(代表者)

構成員 (所在地)  
(名称)  
(代表者)

構成員 (所在地)  
(名称)  
(代表者)